

事業名	県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（新築住宅支援）
事業主体	宮城県

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input checked="" type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	<p>自ら居住用とするため、県内に一戸建て木造住宅を新築する施主に対し、県産材及び県産JAS製品、優良みやぎ材使用量に応じて補助します。</p> <p>また、主要構造部の要件を満たした上で、内装や木製品の配備を行う場合に、併せて補助するもの。</p>
----	---

補助対象要件	<対象者>		
	次の全ての要件を満たす方		
	①県内に自ら居住するために木造住宅を新築する方であること。		
	②県税の滞納のない方であること。		
	③建設現場を見学会など県産材PRの場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できる方であること。		
	④建築基準法における建築確認済証が交付済みであること。		
	<対象住宅>		
区分	一般	特定災害により半壊以上罹災した住宅を再建する場合	
対象住宅	宮城県内に自ら居住用とするための新築木造住宅であること。		
施工者	宮城県内に本社、支社や支店を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工すること。		
木材使用量	主要構造部	主要構造部材に宮城県産材を60%以上かつ県産JAS製品又は優良みやぎ材を40%以上使用すること。	主要構造部材に宮城県産材を50%以上かつ8㎡以上使用すること。
	内装等	主要構造部の要件を満たした上で、内装を申請する場合 宮城県産材を1㎡以上かつ50%以上使用すること。 内装の要件を満たした上で、木製品を申請する場合 宮城県産材を50%以上使用すること。	
事業の完了	令和6年3月31日までに主要構造部材の施工が完了し、宮城県産材、県産JAS製品又は優良みやぎ材の使用量並びに現地の確認が可能であること。 (内装等を申請された場合は、内装等の施工が完了し、補助対象経費の支払いが令和6年3月31日までに完了すること。)		
※木工事に着手する前に申請してください。			

補助金額等	<p><補助金額></p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">一般</td> <td colspan="2">特定災害により半壊以上 罹災した住宅を再建する場合</td> </tr> <tr> <td>使用材積</td> <td>補助金額</td> <td colspan="2">補助金額</td> </tr> <tr> <td>宮城県産材 1㎡当たり</td> <td>28,000円</td> <td colspan="2" rowspan="3">1棟当たり 一律500,000円</td> </tr> <tr> <td>県産JAS製品又は優良品 1㎡当たり</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上限500,000円 (子育て世帯又県外からの移住世帯は上限750,000円)</td> </tr> </table>						一般		特定災害により半壊以上 罹災した住宅を再建する場合		使用材積	補助金額	補助金額		宮城県産材 1㎡当たり	28,000円	1棟当たり 一律500,000円		県産JAS製品又は優良品 1㎡当たり	8,000円	上限500,000円 (子育て世帯又県外からの移住世帯は上限750,000円)	
	一般		特定災害により半壊以上 罹災した住宅を再建する場合																			
	使用材積	補助金額	補助金額																			
	宮城県産材 1㎡当たり	28,000円	1棟当たり 一律500,000円																			
県産JAS製品又は優良品 1㎡当たり	8,000円																					
上限500,000円 (子育て世帯又県外からの移住世帯は上限750,000円)																						
<p>主要構造部の要件を満たした上で、内装等に県産材を使用する場合、補助対象経費に下記の補助率を乗じた金額を補助します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">対象経費</th> <th colspan="2">一般</th> <th colspan="2">子育て世帯又は 県外からの移住世帯</th> </tr> <tr> <th>補助率</th> <th>補助金額</th> <th>補助率</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内装・木製品</td> <td>内装に係る木材費又は木製品 設備に要する経費</td> <td>1/2 以内</td> <td>上限30万円</td> <td>3/4 以内</td> <td>上限45万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業費が30万円以上のものが対象となります。</p>						区分	対象経費	一般		子育て世帯又は 県外からの移住世帯		補助率	補助金額	補助率	補助金額	内装・木製品	内装に係る木材費又は木製品 設備に要する経費	1/2 以内	上限30万円	3/4 以内	上限45万円	
区分	対象経費	一般		子育て世帯又は 県外からの移住世帯																		
		補助率	補助金額	補助率	補助金額																	
内装・木製品	内装に係る木材費又は木製品 設備に要する経費	1/2 以内	上限30万円	3/4 以内	上限45万円																	
補助申請期間	<p><申請受付期間></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月1日から令和6年3月8日まで先着順に交付申請書を受付します。 応募件数が予算の上限に達した時点で、募集を締め切ります。 <p><募集件数></p> <ul style="list-style-type: none"> 主要構造部：約400件（うち子育て世帯又は県外からの移住世帯は約120件） 内装・木製品：約120件（うち子育て世帯又は県外からの移住世帯は60件） 																					
その他	<p>申請の手引きや必要な書類の様式等は、宮城県水産林政部林業振興課のホームページよりダウンロードできます。</p>																					
ホームページ	<p><宮城県水産林政部林業振興課ホームページ（新築木造住宅の支援制度）> https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/sustainable1.html</p>																					
お問合せ先	<p>宮城県水産林政部林業振興課 みやぎ材流通推進班 Tel : 022-211-2912 / Fax : 022-211-2919</p>																					

事業名	県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（住宅リフォーム支援）
事業主体	宮城県

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input checked="" type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	県内の住宅をリフォームする建築主に対し、県産材の使用量に応じて補助するもの。											
補助対象要件	<p><対象者></p> <p>次のいずれにも該当する方</p> <p>①県内に増改築等する住宅の建築主であること。</p> <p>②県税の滞納のない方であること。</p> <p>③建設現場を見学会など県産材PRの場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できる方であること。</p> <p>④建築基準法における建築確認済証が交付済みであること（該当する場合のみ）。</p>											
	<p><対象住宅></p> <table border="1"> <tr> <td>対象住宅</td> <td>宮城県内に増改築等する住宅であること。</td> </tr> <tr> <td>施工者</td> <td>宮城県内に本社、支社や支店を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工すること。</td> </tr> <tr> <td>木材使用量</td> <td>宮城県産材を3㎡以上使用すること。</td> </tr> <tr> <td>事業の完了</td> <td>令和6年3月31日までに木工事が完了し、県産材の使用量及び現地の確認が可能であること。</td> </tr> </table>		対象住宅	宮城県内に増改築等する住宅であること。	施工者	宮城県内に本社、支社や支店を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工すること。	木材使用量	宮城県産材を3㎡以上使用すること。	事業の完了	令和6年3月31日までに木工事が完了し、県産材の使用量及び現地の確認が可能であること。		
	対象住宅	宮城県内に増改築等する住宅であること。										
	施工者	宮城県内に本社、支社や支店を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工すること。										
	木材使用量	宮城県産材を3㎡以上使用すること。										
事業の完了	令和6年3月31日までに木工事が完了し、県産材の使用量及び現地の確認が可能であること。											
※木工事に着手する前に申請してください。												
<p><補助金額></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一般</th> <th>特定災害により床上浸水 ・一部損壊以上罹災した住宅を再建する場合</th> </tr> <tr> <th>使用材積</th> <th>補助金額</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県産材 1㎡当たり</td> <td>28,000円</td> <td rowspan="2">リフォームする住宅1棟当たり 一律200,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上限200,000円</td> </tr> </tbody> </table>		一般		特定災害により床上浸水 ・一部損壊以上罹災した住宅を再建する場合	使用材積	補助金額	補助金額	宮城県産材 1㎡当たり	28,000円	リフォームする住宅1棟当たり 一律200,000円	上限200,000円	
一般		特定災害により床上浸水 ・一部損壊以上罹災した住宅を再建する場合										
使用材積	補助金額	補助金額										
宮城県産材 1㎡当たり	28,000円	リフォームする住宅1棟当たり 一律200,000円										
上限200,000円												
補助金額等												

補助申請期間	<p><申請受付期間></p> <ul style="list-style-type: none">・令和5年4月1日から令和6年3月8日まで先着順に交付申請書を受付します。・応募件数が予算の上限に達した時点で、募集を締め切ります。 <p><募集件数></p> <p>約 40件</p>
その他	手引きや申請に必要な書類等は、宮城県水産林政部林業振興課のホームページよりダウンロードできます。
ホームページ	<p><宮城県水産林政部林業振興課ホームページ（住宅リフォームの支援制度）></p> <p>https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/sustainable-reform-top.html</p>
お問合せ先	宮城県水産林政部林業振興課 みやぎ材流通推進班 Tel : 022-211-2912 / Fax : 022-211-2919

事業名	スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金
事業主体	宮城県

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	家庭における二酸化炭素排出量の一層の削減、及び災害時にも電気や熱を確保できる住まい（スマートエネルギー住宅）の普及を図るため、以下の補助対象設備等の導入又は施工をする方に対して、その費用の一部を補助するもの。
補助対象要件	<p><補助対象者></p> <p>次の（１）から（４）までの全てを満たす方</p> <p>（１）宮城県内に住所を有する個人（法人又は個人事業主の場合は代表者が居住する住宅に限る。）</p> <p>（２）全ての県税に未納がないこと</p> <p>（３）暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しないこと</p> <p>（４）太陽光発電システム、EV・PHV、蓄電池、V2H、みやぎゼロエネルギー住宅の場合、「みやぎスマエネ倶楽部」に入会申込すること</p>
補助金額等	<p>①太陽光発電システム（蓄エネ設備併設タイプ）：4万円／件</p> <p>②地中熱ヒートポンプシステム：補助対象経費の1/5（上限50万円）</p> <p>③EV・PHV：10万円／件</p> <p>④蓄電池：6万円／件</p> <p>⑤V2H（住宅用外部給電機器）：5万円／件</p> <p>⑥家庭用燃料電池（エネファーム）：8万円／件</p> <p>⑦既存住宅省エネルギー改修：改修部位・範囲により2千円～10万円</p> <p>⑧みやぎゼロエネルギー住宅：32万円／件</p> <p>※④⑤については太陽光発電システムの設置が、③については加えてV2Hの設置が要件。</p> <p>※⑧については②③⑥との併用申込が可能。</p>
補助申請期間	<p>一次募集：令和5年5月29日（月）～6月9日（金）</p> <p>二次募集：令和5年10月2日（月）～10月13日（金）</p> <p>三次募集：令和5年12月4日（月）～12月15日（金）</p>
その他	補助金交付要綱、手引き、申請書類等について、詳しくはホームページをご確認ください。
ホームページ	https://www.mkj.or.jp/subsidy/smart-energy
お問合せ先	<p>(一財)宮城県建築住宅センター 住宅保証課</p> <p>TEL：022-265-3605／FAX：022-213-2789</p> <p>MAIL：sumaene@mkj.or.jp</p>

事業名	みやぎ水災・地震保険スタートアップ補助金
事業主体	宮城県

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	<p><概要> 水災保険（水災補償付き火災保険）、地震保険等への加入を支援することで、被災時における円滑かつ速やかな住宅の再建等に資することを目的に、新規加入者等の水災・地震保険等の保険（共済）掛金の一部を補助するもの。</p>
補助対象要件	<p>自然災害（水災、地震）に関する保険・共済に新規加入等された方が対象。 <補助対象者> 以下の①～⑤の全てを満たすこと ①保険（共済）契約日が令和4年4月1日以降であること。（変更契約によって水災又は地震補償を追加した場合は、変更契約日が令和4年4月1日以降であること。） ②水災又は地震を補償する保険等に新規加入等した世帯であること。 ※建て替えに伴う契約は対象となります。 ※保険契約の見直し等により、保険対象金額が住宅部分で200万円を超えることとなる場合や、家財部分で50万円を超えることとなる場合も対象となります。 ※保険内容が変わらない継続更新契約や他社乗り換え契約は、契約証書等が新規発行されたとしても対象外となります。 ③加入した保険等の契約について、1年間以上継続する予定であること。 ※既に解約済みの場合は対象となりません。 ④宮城県内に存在し、かつ、申請者の居住を目的とする住家（家財保険の場合は家財を含む）を対象とする保険等に加入した世帯であること。 ※いわゆる店舗兼住宅（併用住宅）も対象となります。 ⑤これまで当該補助金及び水災・地震保険等トライアル補助金の交付を受けた世帯ではないこと。 ※ただし、これまで交付を受けていない区分の申請は対象となります。</p> <p><補助対象となる保険等> （i）契約日が令和4年4月1日から令和5年3月31日の場合 ■住家に係る保険等 水災・地震に係る保険（共済）金額(※1)のいずれか200万円以上であること。 ■家財に係る保険等 水災・地震に係る保険（共済）金額(※1)のいずれか50万円以上であること。</p> <p>（ii）契約日が令和5年4月1日以降の場合 ■住家に係る保険等（水災／地震） 水災／地震に係る保険（共済）金額(※1)が200万円以上であること。 ■家財に係る保険等（水災／地震） 水災／地震に係る保険（共済）金額(※1)が50万円以上であること。</p> <p>※1 ここでいう「保険（共済）金額」とは、水災又は地震被害時における受領保険（共済）金の限度額をいいます。</p>

<p>補助金額等</p>	<p>(i) 契約日が令和4年4月1日から令和5年3月31日の場合 ※最大4,000円（水災分・地震分併せて住家3,000円、家財1,000円） ■住家に係る保険等 保険（共済）掛金のうち1年分に相当する金額の2分の1又は3,000円のいずれか低い額 ■家財に係る保険等 保険（共済）掛金のうち1年分に相当する金額の2分の1又は1,000円のいずれか低い額</p> <p>(ii) 契約日が令和5年4月1日以降の場合 ※最大12,000円（水災分・地震分それぞれ住家5,000円、家財1,000円） ■住家に係る保険等 水災又は地震に係る保険（共済）掛金のうち1年分に相当する金額の2分の1又は5,000円のいずれか低い額 ■家財に係る保険等 水災又は地震に係る保険（共済）掛金のうち1年分に相当する金額の2分の1又は1,000円のいずれか低い額 ※ここでいう「水災に係る保険（共済）掛金」とは、「保険（共済）掛金」から「地震に係る保険（共済）掛金」を減じた額をいう。 ※ここでいう「地震に係る保険（共済）掛金」とは、地震保険料控除の対象となる額をいう。</p>
<p>補助申請期間</p>	<p>令和6年3月8日（金）まで(消印有効) ※ただし予算の上限額に達し次第、受付を締め切らせていただきます。</p>
<p>その他</p>	<p>申請に必要な書類等は、宮城県復興・危機管理部復興支援伝承課のホームページよりダウンロードできます。</p>
<p>ホームページ</p>	<p>https://www.mkj.or.jp/subsidy/smart-energy</p>
<p>お問合せ先</p>	<p>宮城県 復興・危機管理部 復興・支援伝承課 みやぎ水災・地震スタートアップ補助金担当 Tel : 022-211-3433 メールアドレス : s.z.startup@pref.miyagi.lg.jp</p>